令和８年度武蔵村山市地域密着型特別養護老人ホーム物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、物価高騰に直面する介護保険施設に対し、武蔵村山市地域密着型特別養護老人ホーム物価高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより当該施設における事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

（交付対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

⑴　武蔵村山市内において介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第２２項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を開設していること。

⑵　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者及び役員が暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

⑶　この要綱に基づく補助金と重複して、他の地方公共団体等から同種の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助金の額）

第３条　補助金の交付額は、令和８年４月から令和９年３月までの各月１日における介護保険法第５１条の３に規定する特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者の人数を合計した数に、６，０００円を乗じて得た額とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、武蔵村山市地域密着型特別養護老人ホーム物価高騰緊急対策事業補助金申請書兼請求書（第１号様式。以下「申請書兼請求書」という。）を令和８年９月３０日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第５条　市長は、申請書兼請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、武蔵村山市地域密着型特別養護老人ホーム物価高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により、当該提出をした者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により交付決定の通知をした場合において、当該補助事業の執行上特に必要があるときは、次条の規定による報告に基づく交付額確定の通知をする前であっても、決定通知に基づく補助額について、概算払をすることができる。

（実績報告）

第６条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者は、令和９年３月５日までに武蔵村山市地域密着型特別養護老人ホーム物価高騰緊急対策事業補助金実績報告書（第３号様式）に必要書類を添えて市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還請求）

第７条　市長は、補助金の交付を決定した事業者がこの要綱の規定に反したとき、又は虚偽その他不正な方法によってその交付を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、武蔵村山市地域密着型特別養護老人ホーム物価高騰緊急対策事業補助金交付決定取消通知書（第４号様式）により、当該取消しをした者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年８月１７日から施行する。